

# 経済連携協定交渉の経緯・現状と展望

元外務省経済連携協定交渉官  
阿部・和田・渡辺法律事務所  
弁護士・弁理士 小山 隆 史

# 目次

1. 我が国の経済連携協定(EPA)
2. 経済連携協定の知的財産条項
3. 環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉
4. 交渉中の他の経済連携協定の知的財産章の論点
5. 経済連携協定(知財章)の評価と課題
6. 企業による経済連携協定活用の視点

# 1. 我が国の経済連携協定(EPA)

## ● 発効済: 13

- ▶ シンガポール(2002), メキシコ(2005)
- ▶ マレーシア(2006), タイ(2007), フィリピン(2008), インドネシア(2008), ブルネイ(2008)、ベトナム(2009), ASEAN(2008)
- ▶ チリ(2007), スイス(2009), インド(2011), ペルー(2012)

## ■ 交渉中(中断中も含む): 10

- ▶ 韓国(交渉中断中), GCC(FTA, 交渉停滞中)
- ▶ オーストラリア(交渉中), モンゴル(交渉中), カナダ(交渉中), コロンビア(交渉中), EU(交渉中), 日中韓(FTA, 交渉中), RCEP(ASEAN+6)(交渉中), TPP(交渉中)

## ◆ 交渉開始決定: 1

- ▶ トルコ



# 交渉目標・交渉方法

- 日本：マルチ重視主義から2000年頃にマルチ・バイ併用型へ移行
  - マルチ交渉の停滞とバイ活用の動き：2000年の日シンガポール交渉開始合意
  - 知的財産基本法の成立(2002), 知的財産推進大綱(2002)
  - ASEAN諸国との同時並行交渉開始(2004年):本格的な知財章
- 交渉目標：①権利取得手続の簡素化・透明化, ②実体的権利保護の強化, ③エンフォースメント強化による模倣品・海賊版の取締り強化等について, TRIPSプラスを確保 + 協議メカニズム・協力
  - 日本企業・国民の利益増大の観点から, 原則として日本の法制度 / 日本の加入している国際条約の制度の導入を求める
- 交渉方法(本交渉): 相手国法制度の研究→要望事項の聴き取り→条文草案作成→省内・国内調整→対処方針・条文案の決定→交渉→フィードバック(以上の繰り返し)→テキスト交渉→条文確定→内閣法制局審査→署名→国会審査へ
- 相手国の対応：①知財章は不要, ②知財条項は協力のみ

## 2. 経済連携協定の知的財産条項

### 各経済連携協定の知財条項

- 知財章なし: シンガポール(協力章), メキシコ(GI, 共同宣言), ブルネイ(ビジネス環境整備委員会), 日ASEAN(知財に関する特別小委員会)
- 知財章あり: マレーシア, インドネシア, フィリピン, タイ, ベトナム, チリ, インド, ペルー(共同宣言), スイス

### 知財章の主な構造

- ① 総則: 内国民待遇(NT), 最恵国待遇(MFN), 知財関連条約の遵守
- ② 権利取得手続の簡易化・透明化
- ③ 実体権利保護の強化(特許商標, 著, 植物新品種, 不正競争等)
- ④ エンフォースメントの強化(国境措置, 民事裁判, 刑事裁判等)
- ⑤ 協議メカニズム: 知的財産に関する小委員会(将来検討事項を明記)
- ⑥ 協力

# EPAの知的財産章の具体的内容①

## 権利取得手続の簡易化・透明化

- 署名等の公証要求の原則禁止(比尼越)
- 優先権証明書<sup>1</sup>の翻訳証明手続の簡略化(比尼越)
- 包括委任状の導入(尼越)
- 特許・商標国際分類採用(比馬智越秘)
- 特許の出願公開(馬):18ヶ月後公開
- 修正実体審査(MSE)制度における日本国特許庁の所定特許庁化(星)
- 情報公開の強化(出願登録情報、一件書類、税関差止等)

## 特許

- 微生物の特許保護(泰馬)
- コンピュータプログラム関連発明の特許保護(尼越)
- 特許の早期・優先審査制度(馬比尼越)
- 特許の新規性阻却事由の拡大(泰)  
→ 世界公知,インターネット公知の採用
- 特許の訂正審判制度(越)
- 不服審判請求後の補正の機会(尼)
- 間接侵害(尼)

国名略称: 比=フィリピン, 馬=マレーシア, 泰=タイ,  
尼=インドネシア, 星=シンガポール, 越=ベトナム,  
智=チリ, 秘=ペルー, 瑞=スイス, 墨=メキシコ

# EPAの知的財産章の具体的内容②

## 意匠

- 意匠の登録要件の厳格化(尼): 既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものではない場合には登録不可(TR25I第2文義務化)
- 部分意匠の保護(尼)
- 意匠権の効力の及ぶ範囲の拡大(尼): 類似意匠へ
- 意匠の新規性喪失事由の拡大(泰馬)  
→ 世界公知(泰), インターネット公知(馬)の採用
- 意匠登録出願の拒絶査定に対する不服審判制度の導入努力義務(尼)

## 商標

- 商標の一出願多区分制度(尼)
- 商標の異議申立付与機会(智)
- 周知商標保護の強化(馬泰尼): 相手国で周知の商標  
→ 非国籍ベースの優遇措置(MFNには反しない)
- 商標の早期審査制度(印)
- 商標の登録更新時期の改善(尼)  
→ 更新手続は存続期間満了前後6ヶ月間に可能

## 植物新品種の保護

- 全植物の新品種保護(尼智)
  - UPOV1991加入義務(智)

# EPAの知的財産章の具体的内容③

## 著作権・著作隣接権

- 著作権者・隣接権者の利用可能化権保護(馬比尼)
  - インターネット上での著作権等の保護拡大(WCT, WPPT)
- 技術的保護手段回避への対応(比尼)
- 権利管理情報の改変への対応(比尼)
- インターネット・サービス・プロバイダー(ISP)の責任限定(馬秘)
  - 日本のプロバイダー責任法がベース

## 不正競争の防止

- 不正競争行為の明確化・拡充
  - 形態模倣商品(デットコピー)の禁止, ドメインネームの不正使用

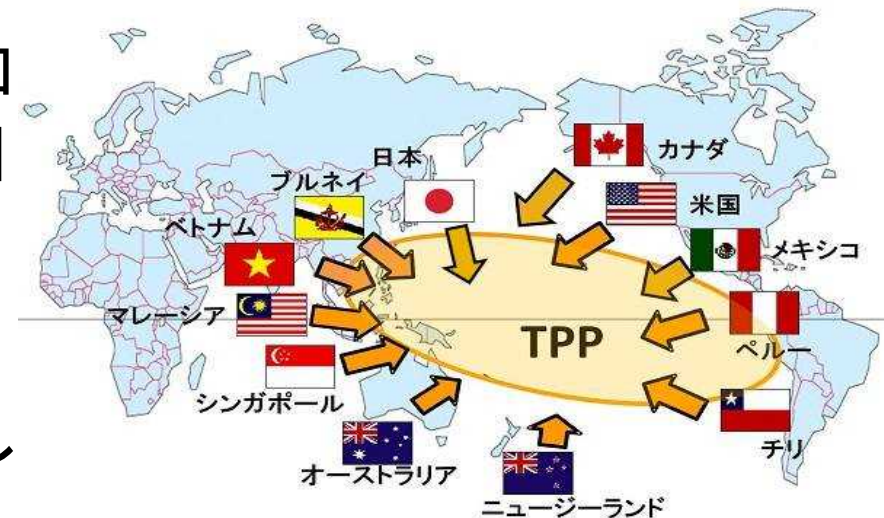
## エンフォースメントの強化

- 輸入差止対象権利の拡大(比智): 特許権、実用新案権、意匠権
- 輸出差止制度の導入(尼智秘)
- 侵害品の輸入者・荷受人の名前・住所等の権利者への通報義務(馬秘)
- 積戻禁止対象権利の拡大(馬泰尼)
  - 著作権・著作隣接権侵害物品
- 職権による水際取締り(泰秘)
- 裁判所による相当損害額の認定(越)
- 刑事罰対象権利の拡大(泰比尼)
  - 特許権, 実用新案権, 意匠権, 回路配置利用権、育成者権
- 権利侵害の非親告罪化(泰)
  - 特許権, 実用新案権, 意匠権, 植物新品種に関連する権利



### 3. 環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) 交渉

- 交渉参加国 (下線は日本とEPA締結済み, 破線は交渉中): チリ, シンガポール, ブルネイ, NZ (以上P4), 米国, マレーシア, ベトナム, ペルー, 豪州, カナダ, メキシコ, 日本, (韓国検討中)
- 米国作成条文案をベースに交渉が行われている。米国当初案はこれまでの米国のFTAの知的財産章をベースに拡充されたもの
- 米国とFTAを締結した国 (チリ、シンガポール、ペルー、カナダ、メキシコ) は米国制度の導入を約束しており、これらの国にとっては TPP米 国案は受入可能な点も少なくない
- 2013年8月30日付けドラフトは、交渉参加国が表明した賛否、提案、コメントが詳細に付されている
- 米国が政治的判断から自国提案のうち対立の激しい条項を取り下げるか修正しない限り、早期合意は容易ではない



出典：内閣官房

# TPP交渉における知的財産章の論点①

## 総則・協力

- ブラッセル衛星放送条約, 商標法に関するシンガポール条約加入義務
- 特許法条約(PLT), 意匠登録ハーグ協定(ジュネーブアクト)への加入努力義務(日瑞)(日本反対)
- 知的財産権の国際消尽(日米豪墨反対)
- 審査情報共有、PPH(日本)などの特許協力の推進
- **特許出願における12ヶ月のグレースピリオド**(米韓18.8.7)
  - 米国が先公表型先願主義を採用したことから合意の余地あるか(日本, 欧州とも現行6ヶ月)
- 特許の取消理由の制限(不使用取消の禁止)(米韓18.8.4)

## 特許・データ保護

- 動物及び植物についての特許
- **人又は動物治療のための診断方法, 治療方法及び外科的方法+機器使用法**
- **特許付与手続における遅延補償のための補償期間**(出願から4年以上, 審査請求から2年以上)(米韓18.8.6)
- **特許リンケージ**: ①新薬関連特許権の登録簿の作成・公開, ②特許権者への販売承認申請事実の通知, ③特許権者の同意なく販売されないよう, 承認前に侵害防止措置(訴訟を含む)を取ることを可能にする制度(米韓18.9.5)
- **新規医薬品のデータ保護**(自国及び他加盟国で5年以上)
- **農薬化学品のデータ保護**(自国及び他加盟国で10年以上)
- **生物製剤のデータ保護**(米:12年)

# TPP交渉における知的財産章の論点②

## 意匠

- 部分意匠の保護(日本提案)

## 商標

- **新しいタイプの商標: 視覚的認識を条件としない, 音・香りの商標化**(米韓18.2.1: 音, 香り商標)(日本: 香りに反対)
- 商標の国際消尽(日米反対)
- ドメインネームと商標

## 伝統的知識・遺伝資源等

- チリ, シンガポール, ブルネイ, マレーシア, ベトナム, ペルー, NZ, メキシコが積極的(容認)立場
- 日米は知財章での規定には反対(米加は環境章に入れることを主張)

## 著作権・著作隣接権

- **一時的複製(電子的一時的記憶を含む)に対する保護**(米韓18.4.1): 例外規定
- **著作権・著作隣接権(実演、レコード)の保護期間の延長**: ①著者の死後70年, ②(自然人以外)許諾公開後95年(米)/70年, ③制作後25年(米)/50年以内に許諾公開ない場合は制作から120年(米)/70年
- 国際消尽の促進(米豪反対)  
→ *Kirtsaeng v. John Wiley & Sons, Inc.*, 133 S. Ct. 1351 (2013)(米最高裁が著作権の国際消尽を認めた)
- **技術的保護措置回避への対応(アクセスコントロールも禁止)**(米韓18.4.7)
- 権利管理情報の除去(米韓18.4.8): 「電磁的」権利管理情報(日本)
- 映画の無許諾複製禁止(米韓18.10.29)
- 著作権を侵害する偽造ラベル・偽造包装の刑事罰化(米韓18.10.28)

# TPP交渉における知的財産章の論点③

## エンフォースメント

- **著作権侵害における法定賠償**(米韓 18.10.6)
- 商標権侵害における法定賠償(日反対)
- 特許権侵害における三倍賠償(米のみ)
- 弁護士費用の敗訴者負担制度(「適切な弁護士費用」等)
- **商業的規模の故意による著作権・著作隣接権侵害の非親告罪化**(米韓 18.10.27. 但し、2006年12月韓国著作権法改正済み)(日本反対)

## 地理的表示(GI)の保護

- 地理的表示の商標による保護可能性(米韓18.2.2, 米国:証明商標)
- 地理的表示の保護制度(抑制的)
  - 異議申立, 無効, 取消制度の導入
  - 先行商標/GIの優先保護(先願主義)
  - 複合語の一部の普通名称の使用可
  - ワイン・スピリッツ以外のGIの翻訳の使用禁止は不可

## ISP責任

- 米国型提案: ISPの形態を4類型に分けてそれぞれの対応及び免責内容を詳細に規定(米韓18.10.30) ⇔ 他国提案
  - ノーティス&テイクダウン, 裁判所の命令
- 権利者の書面による具体的な通知手続及び反論手続の策定(米豪シンガポール)

# 4. 交渉中の他のEPAの知的財産章の論点

## 日EU・FTA

- **新しいタイプの商標: 音, 動き, 香り**
- **著作権保護期間の延長** (EU韓10.6/70年)
- 地理的表示の排他的登録制度
- **地理的表示のTRIPS23条レベルの保護対象製品の相互確認・拡大** (EU韓10.21)
- ISPの免責規定 (EU韓10.62-66)
- 追及権 (Artist's Resale Right)  
→ 美術品が再販売される際に作家(著作者)が販売額の一定分を受け取る権利

## 日コロンビアFTA

- 特許出願のグレースピリオド(哥:1年)
- 動物の医療方法の特許化
- 外国周知商標の保護(共同体周知)
- 音、匂い等の商標化(哥)
- 著作権等保護期間(80年, 法人70年)
- 法定損害賠償制度(哥, 未実施)
- 著作権侵害の非親告罪化(哥)
- 遺伝資源, 伝統的知識の開示要件(哥)

## 日カナダFTA

- 特許出願のグレースピリオド(加:1年)
- 動物の医療方法の特許化
- 商標国際分類制度の採用
- 外国周知商標の保護
- 映画著作物の保護期間(加:50年)
- 放送事業者への送信可能化権/公衆送信権の付与
- 法定損害賠償(著作権), 懲罰的損害賠償(著作権、商標権)(加)
- ISP: 発信者情報開示制度の導入
- 著作権侵害の非親告罪化(加)
- 植物新品種保護(UPOV1991の加盟)
- 意匠権侵害に対する刑事罰化
- 侵害物品の輸出入行為の刑事罰化

## RCEP(ASEAN+6)

- 関連条約加入義務, ACTA制度の導入
- バイのEPAで合意できなかった条項

# 5. 経済連携協定（知財章）の評価と課題

## バイ交渉のメリット

- マルチと比べて交渉期間の短縮が見込まれる
  - マレーシア（約2年）、チリ（約1年）
- 条約発効までの期間が比較的短い
  - マルチやプルリは批准国の数を発効要件としている（ACTAは6ヶ国：批准国は日本のみ）
  - TPPは？ 今年4月が大筋合意の山場？ 米TPA法案の行方
- 南北問題のような対立が持ち込まれにくい（⇔タイ、ペルー）
- 相手国の制度や運用上の細かい問題点を取り上げて改善を求めることができる
- 非国籍ベースの措置による事実上の特惠
  - 周知商標の保護拡大、修正実体審査制度（EMS）

# 経済連携協定(知財章)交渉の制約・問題点

- 知財面からの相手国選択の自由はない
- 相手国は規律を伴う知財章への抵抗感が強い
- EPA交渉における知財章の位置付けが高いとは言えない
- EPA交渉のバーゲニングパワーが弱い(米国型FTAとの相違):日本のEPA交渉の構造的な問題点
  - 鉱工業品と農水産品の市場アクセス(関税撤廃)交渉の影響
  - スタンドスティル(現状固定), 手続規定の改善, 協力等が中心になりがち, 条約加入義務がほとんど合意できない(チリのみ)
- 地域間協定(TPPなど)は, 交渉参加国に発展度や関心度に差があり, 利害対立が複雑化(マルチに類似)
- EPA/TPP交渉は秘密交渉(経済条約に限られない) ⇔ マルチ条約
  - ステークホルダーとの意思疎通は十分か?
  - EU議会はACTA批准を圧倒的多数で否決

# 条約合意と国内知財制度との相互影響

- 条約での合意や交渉内容が国内法制度の改正（又は先取り）につながるケースが増えていく
  - 改正過程における議論や透明性の確保の要請
  - 従来はマルチでの立場に影響を与えない合意が原則、今後はバイ・プಲ್ಲಿでの合意がマルチの議論に影響する方向もあり得る（特に北々問題）→ デファクトスタンダード？ ハーモナイゼーション？
- 国内法制度改正を受けて条約交渉で相手国へ制度導入要請
  - 部分意匠の保護, 輸出差止制度の導入, 新しいタイプの商標？
- 個別条約での合意が国内法制度改正の裁量を限定する？
  - スパゲティ・ボウル現象？
  - 不服審判請求後の訂正（尼第112条6項）：「特許出願人が拒絶査定に対する不服審判請求を行った後、自国の法令に従い、一定期間内に当該出願の補正をすることができる」
    - 特許法旧第17条の2第1項4号の内容を合意したもの
  - 特許法平成23年改正により、補正は「不服審判請求と同時に行う」こととされた結果、「一定期間内の補正」が日本国内では担保されていない事態が生じている
    - 尼との関係では特許法第17条の2第1項4号は日尼EPA違反？



## 6. 企業による経済連携協定活用の視点

- 知財環境の改善は投資先国選定の考慮事項の1つ
  - 手続負担の減少, 特許審査情報の共有・審査結果の活用, 早期・優先審査, 審査意匠・商標の保護強化, 模倣品・海賊版取締りの強化等
  - 市場アクセス(関税撤廃等)、原産地規則, 強制規格, 相互認証, 投資, サービス貿易など他分野の合意内容などとの総合考慮
- ISDS条項の活用: 日本企業の利用例なし(*Saluka*, 2006)
  - 内国民待遇・最恵国待遇違反, 公正衡平待遇義務違反, 間接収用, 義務遵守条項, Performance Requirement (PR)要求禁止違反
  - ロイヤリティ規制?, 改良技術, 送金規制, 技術移転要求(中国対応)
  - *Philip Morris Asia Limited v. Australia* (Australia/Hong Kong)
  - *Philip Morris BRANDS SÀRL v. Uruguay*(Switzerland/Uruguay)
- 「知的財産に関する小委員会」や「ビジネス環境整備委員会」の活用による知財環境改善の働き掛け(日メキシコEPAで活用例あり)
- バイ・マルチ, 運用協力や標準化政策などの使い分け・協調
  - ハーグ協定(意匠), 審査情報・結果の共有, スーパーPPH, MSEなど

ご清聴ありがとうございました。

阿部・和田・渡辺法律事務所  
弁護士・弁理士 小山 隆 史

東京都千代田区麴町4丁目3番地3 新麴町ビル5F

Tel: 03-3512-3711

Email: tkoyama@awwlaw.jp